

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 平成23年3月15日～平成27年3月31日まで

2、内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休暇など諸制度の周知

<対策>

診療部・管理部内に相談窓口及び意見箱設置  
「育児・介護休業規程」の職員への周知徹底

目標2：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

各部門の有給休暇消化率の調査  
有給休暇消化率の低い部門への消化促進の指導  
各部門の有給休暇を取得しやすい環境づくり